

優越的地位ガイドライン解説講座



主催

公益財団法人

公正取引協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂K Sビル 2階

TEL : 03-3585-1241

FAX : 03-3585-1265

「優越的地位の濫用」行為については、近年、重要な規制の一つになっています。平成21年の独占禁止法の改正によって課徴金の対象にもなり、現に多額の課徴金を課せられた事例も出ています。また、平成27年6月には改正後初めての審決が出ており、法解釈面でも新たな展開がみられます。

当協会では、企業活動にとって重要なこの優越的地位の濫用規制を正しく理解していただくために、そのガイドラインである「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」と「役務の委託取引における優越的地位濫用に関する独占禁止法上の指針」について、事例等も含め、2回にわたり解説講座を開催することとしました。

講師には、優越的地位の濫用規制について、事例、実務にも精通している長澤哲也弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）を招き、解説していただきます。

初めて優越的地位のガイドラインを学ぶ方はもちろんですが、改めてこの重要なガイドラインを再確認するいい機会ですので、是非ご参加ください。

講師	弁護士法人大江橋法律事務所 長澤哲也 弁護士
開催日	①平成31年1月15日(火)、②平成31年1月29日(火)
時間	15:00~17:00
会場	公正取引協会 第一会議室
受講料	会員:15,120円 一般:21,600円
定員	30名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)

※申込者が出席困難な場合には、代理出席が可能です。



<スケジュール>

日程		取り上げるガイドライン等
1	平成 31 年 1 月 15 日 (火) 優越的地位ガイドライン解説①	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の概要 ・ 総論、各論① ・ 具体的事例と企業実務上の留意点①
2	1 月 29 日 (火) 優越的地位ガイドライン解説②	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の概要 ・ 各論② ・ 具体的事例と企業実務上の留意点 役務の委託取引における優越的地位濫用に関する独占禁止法上の指針の概要 ・ 具体的事件及び企業実務上の留意点

都合により日時が変更になることがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト

「[参加申込みフォーム](#)」からお申込みください

2. 電子メール

件名に「優越的地位ガイドライン解説講座申込」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称・ご所属、③受講者ご氏名、④電話番号、⑤e-mail アドレスをお書きの上、
kouza2018@koutori-kyokai.or.jpまでお送りください

3. FAX

以下の申込書に必要事項をご記入の上、送信してください

(公財)公正取引協会 行 (FAX: 03-3585-1265)

優越的地位ガイドライン解説講座 受講申込書

受講者ご氏名	
会社等の名称・ご所属	
会社等の住所	〒 TEL ()
電子メールアドレス	

当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはチェックを入れてください。

※ご提供頂いた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。

